

群馬県私立高等学校等奨学のための給付金事業実施要綱

(通則)

第1条 群馬県私立高等学校等奨学のための給付金（以下「給付金」という。）の給付に関しては、高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成26年4月1日 文部科学大臣決定。以下「国交付要綱」という。）及び高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の取扱いについて（以下「国通知」という。）並びに群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「県規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この給付金は、私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）。以下「高等学校等」という。）の生徒等（法第3条に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有する者又は同法第3条第2項第2号に該当する者であって高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日 文部科学大臣決定。）第3条に規定する補助対象者（以下「学び直し支援対象者」という。）をいう。以下「高校生等」という。）の保護者等（法第3条第2項第3号、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第1条第1項、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第2条第2項に規定する保護者等をいう。）に対し、予算の範囲内において給付金を給付することにより、低所得世帯の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(給付対象世帯)

第3条 給付金の給付対象世帯は、当該年度7月1日（7月以降に入学することが定められている高等学校等の入学者にあつては別途定める日。以下「基準日」という。）に次のいずれかの要件を満たす世帯とする。

(1) 生活保護受給世帯

生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が措置されている世帯

(2) 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯

基準日現在、前号の生業扶助が措置されておらず、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税である世帯（ただし、保護者等が海外に在住している等の理由により、保護者等全員分の課税証明書が確認出来ない場合は除く。）

(3) 家計急変世帯（（1）及び（2）に該当する場合を除く）

基準日現在、第1号の生業扶助が措置されておらず、家計急変による経済的理由から、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税に相当すると認められる世帯

(対象保護者等)

第4条 対象となる保護者等は、群馬県内に住所を有する者とする。ただし保護者等の一方が県外に住所を有している場合、その都道府県に給付金の申請を行わない場合に限り、県内に住所を有する保護者等による申請を受け付けるものとする。

(対象となる高校生等)

第5条 対象となる高校生等は、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 法第3条に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有する者のうち、平成26年4月1日以降に入学した者(学び直し支援対象者を含む。)
- (2) 基準日現在、高等学校等に在籍しており、休学中でない者
- (3) 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号)」による措置費等の支弁対象となる高校生等のうち見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く)が措置されていない者

(対象経費及び給付額)

第6条 給付金の給付対象経費及び給付額は、第3条第1項に定める区分、生徒等の通う高等学校等の種別に応じ、別記1に定めるとおりとする。

(給付の回数)

第7条 給付を受けることのできる回数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める回数を上限とする。ただし、基準日において学び直し支援対象者である者については、当該各号に定める上限回数に加えて1回(定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は最大で2回まで)給付を受けることができる。

- (1) 全日制の高等学校等に通う高校生等 一人につき年1回、通算3回
- (2) 定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等 一人につき年1回、通算4回

(給付申請)

第8条 給付金の給付を受けようとする世帯の保護者等(以下「申請者」という。)は、「群馬県私立高等学校等奨学のための給付金受給申請書」(別紙様式第1号。以下「申請書」という。)に国通知に定める確認を行うのに必要な別記2に定める証明書類等を添え、県内所在の高等学校等に在籍する高校生等にあつては10月末日までの当該学校長(以下「県内学校長」という。)が別途定める日までに提出し、県外所在の高等学校等に在籍する高校生等にあつては、郵送等により、10月末日までに県に提出するものとする(申請者のうち、家計急変世帯の申請者については、県内所在の高等学校等に在籍する高校生等にあつては県内学校長が定める日までに、県外所在の高等学校等に在籍する高校生等にあつては別途定める日までに県に提出するものとする。)

なお、7月以降に入学することが定められている高等学校等の入学者にあつては、別途定める日までに提出するものとする。

ただし、やむを得ない理由によりその日までに提出できないと県が認めた場合はこの限りで

はない。

- 2 県内学校長は、前項の規定に基づく申請を受け付けたときは、申請書及び証明書類等並びに「奨学のための給付金申請者一覧」（別紙様式第2号）を前項に定める期限の翌月10日までに県あて提出するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、法第3条第1項に規定する者（同条第2項各号のいずれかに該当する者を除く。）に係る受給資格認定において、既に県に提出した証明書類等については、写しでの提出を認めるものとする。
- 4 申請者が提出した書類に不備があった場合、申請者は県が別途定める日までに必要な補正を行うものとする。なお申請者が手続きに応じない場合、当該申請は取り下げられたものとみなす。
- 5 給付対象者が、第1項に定める申請を期限までに行わなかった場合、県は、当該給付対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

（給付資格の認定及び給付額の決定）

第9条 県は、前条の申請書類を受理したときは、給付金の給付資格の有無を認定するとともに給付額を決定するものとする。

- 2 県は、給付資格の認定及び給付額の決定結果について、申請者に対し「給付金支給決定通知書」（別記様式第3号）又は「給付金不支給決定通知書」（別記様式第4号）により通知するとともに、前条の規定により申請書等を経由した県内学校長に対しても、その結果を通知するものとする。

（給付の方法等）

第10条 県は、前条の規定により給付資格認定を受けた申請者（以下「認定者」という。）に対し、原則として県が定める期日に給付金を給付するものとする。

- 2 前項の規定による給付の方法は、金融機関預貯金口座に振り込むものとする。ただし、やむを得ない事情がありその方法によりがたい場合は、認定者は県に別途申し出るものとする。
- 3 前項の規定により給付金を振り込む口座は、認定者名義の口座とする。ただし、別紙様式第5号による委任状が提出された場合には、認定者が指定する受任者名義の口座へ振り込むものとする。
- 4 高等学校等設置者が認定者から委任状（様式第6号）の提出を受けた場合は、高等学校等設置者が給付金を代理受領し、認定者が負担する学校徴収金と相殺することができる。この場合、高等学校等設置者は、知事に対し代理受領請求書（様式第7号）により奨学給付金の請求を行い、代理受領した後、速やかに学校徴収金にかかる債権の弁済に充て、認定者に通知する。なお、相殺後に余剰金が生じた場合は、高等学校等設置者より認定者へ支給する。
- 5 県が前条の規定による給付決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、県が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われなかったことその他認定者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（不正利得の返納）

第11条 県は、次の各号に掲げる場合、給付金の給付資格を取り消し、併せて給付額の全部又は一部について返還を求めることができる。なお、その場合にはその旨を当該認定者に書面により通知するものとする。

- (1) 不正、虚偽、その他不適等な申請を行った場合
- (2) その他、給付することが適当でないと県が認めた場合

(個人情報の取扱い等)

第12条 県は、事務処理に際し、個人情報の取扱いに十分留意するとともに、書類の提出方法について、高校生等及び保護者等のプライバシーに特段の配慮を行うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年8月7日から施行し、同年4月1日より適用する。
- 2 平成26年度における第8条第1項の規定の適用については、同項中「7月末日」とあるのは、「9月末日」とする。

附 則

この要綱は、平成27年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年7月8日から施行する。
(令和2年度における給付額の特例)
- 2 令和2年度においては、第3条(2)の給付対象世帯に対し、別記1に定める給付額に、オンライン学習に係る通信費相当の単価10,000円を加えた額を給付する。
- 3 令和2年度においては、第3条(3)の給付対象世帯に対し、別記1に定める給付額に、オンライン学習に係る通信費相当の単価10,000円を加えた額を給付する。ただし、7月以降に家計が急変し、申請があった者については、家計急変の発生した日以降の月数(1か月未

満は切捨て)に1,000円を乗じた額を給付する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月28日から施行する。

(令和2年度における通則の特例)

2 令和2年度においては、第1条の「高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)の取扱いについて」を「高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)の取扱いについて及び高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金及び専攻科の生徒への奨学のための給付金)における上乗せ支給の取扱いについて」と読み替えるものとする。

(令和2年度における給付額の特例)

3 令和2年7月8日施行附則第2項の「オンライン学習に係る通信費相当の単価10,000円を加えた額を給付する。」を「オンライン学習に係る通信費相当の単価10,000円及び別途定める上乗せ支給の単価を加えた額を給付する。」と読み替えるものとする。

4 令和2年7月8日施行附則第3項の「オンライン学習に係る通信費相当の単価10,000円を加えた額を給付する。ただし、7月以降に家計が急変し、申請があった者については、家計急変の発生した日以降の月数(1か月未満は切捨て)に1,000円を乗じた額を給付する。」を「オンライン学習に係る通信費相当の単価10,000円を加えた額(7月以降に家計が急変し、申請があった者については、家計急変の発生した日以降の月数(1か月未満は切捨て)に1,000円を乗じた額)及び別途定める上乗せ支給の単価を加えた額を給付する。」と読み替えるものとする。

5 前2項に定める上乗せ支給の単価は、次のとおりとする。

(1) 別記1の2(2)③又は2(3)③に該当する給付対象世帯 26,100円

(2) (1)以外の給付対象世帯(生活保護受給世帯を除く) 12,000円

附 則

この要綱は、令和3年5月28日から施行する。